

## 別紙 2

基発第556号の3

平成8年9月6日

- (社) 日本電機工業会
- (社) 日本照明器具工業会
- (社) 日本電気計測器工業会
- (社) 日本電気協会
- (社) 日本電設工業協会
- 石油連盟
- (社) 日本化学工業協会
- 石油化学工業協会

殿

労働省労働基準局長

「電気機械器具防爆構造規格（昭和44年労働省告示第16号）  
における可燃性ガス又は引火性の物の蒸気に係る防爆構造の規格  
に適合する電気機械器具と同等以上の防爆性能を有するものの技  
術的基準（IEC規格79関係）」の改正について

標記技術的基準については、昭和63年4月1日付け基発第208号の3「電気機械器具防爆構造規格の一部を改正する告示の適用等について」（以下「208号の3通達」という。）の記の1の（1）により取り扱っているところではありますが、本技術的基準の基礎となったIEC規格が昭和63年以降改正されていることから、本技術的基準を別添のとおり改正する等208号の3通達を下記1のとおり改正したところであります。

つきましては、本技術的基準の主要な改正点及び適用日はそれぞれ下記2及び3のとおりですので、今回の改正の趣旨、内容等について、会員への周知、徹底をお願いいたします。

記

1 208号の3通達の改正について

(1) 記の2関係

記の2を削る。

(2) 別添の技術的基準関係

208号の3通達の別添の技術的基準を本通達の別添のとおり改める。

以下、「2 技術的基準の主要な改正点について」及び「3 適用日について」は148ページ及び149ページの2及び3にそれぞれ同じ。

※ (別添省略)